

議第278号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額		4,054,903円
事 故 の 概 要	種 別	部活動中の事故
	発 生 年 月 日	平成24年11月28日
	被 害 者	
	損 害 の 程 度	左環指基節骨開放性骨折及び左環指近位指節間関節脱臼

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。